赤字解消・激変緩和措置計画〔実績〕（柏原市）

都道府県名	保険者番号	保険者名
大阪府	22	柏原市

Ⅰ．赤字の発生状況

Ⅰ-（１）法定外繰入金の状況

様式5　平成28年度　国民健康保険事業における一般会計繰入金の繰入理由別状況表から転写してください。
※網掛けは、大阪府の整理による解消すべき法定外繰入

（単位：円）

決算補填等目的									
決算補填等目的のもの						保険者の政策によるもの			
保険料の収納不足のため	累積赤字補填のため	医療費の増加	後期高齢者支援金等	公債費等、借入金利息	高額療養費貸付金	保険料（税）の負担緩和を図るため	地方単独の保険料（税）の軽減額	任意給付に充てるため	小計
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	①～⑨
0	1,154,188	0	0	0	0	0	0	4,231,649	5,385,837

※その他は、理由別に区分けして貼付してください。

（単位：円）

決算補填等以外の目的												合計
保険料（税）の減免額に充てるため	地方単独事業の医療給付費波及増等	保健事業費に充てるため	直営診療施設に充てるため	納税報奨金（納付組織交付金等）	基金積立	返済金	その他	その他	その他	その他	小計	
							一部負担金の減免額の補填	多子世帯支援奨励金	その他（解消すべきもの）	その他		
⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	⑩～⑳	㉑＝①～⑳
23,443,629	53,085,886	44,186,001	0	0	0	0	8,944,804	0	0	0	129,660,320	135,046,157

（千円）

(A)解消すべき法定外繰入金（国定義） ①～⑨	5,386
(B)解消すべき法定外繰入金（大阪府定義） ①,③～⑨,⑩,⑭,⑮,⑰～⑲	36,620

Ⅰ-（２）繰上充用金の新規増加額（C）

（千円）

	平成27年度	平成28年度	新規増加額（C）
繰上充用金	0	0	0

H28事業年報の数値に合わせてください。

Ⅰ-（３）赤字額

（千円）

国　定　義	(D)=(A)+(C)	5,386
大阪府定義	(E)=(B)+(C)	36,620

【確認事項】　赤字がある場合で、平成３０年度予算ベースまでに赤字を解消する見込みの有無。

□確実に赤字を解消する見込み（赤字解消計画の策定をしない）。
■赤字を解消する見込みが不明または困難（計画を策定する）。

Ⅰ-（４）赤字の原因

○累積赤字発生の原因
過去の累積赤字発生の原因としては、政策的な理由から平成８年度以降の急激な医療費の増加に対応した保険料を適正に設定することが出来ず歳出超過となった期間があった。
そのため平成８年度から平成２０年度まで単年度赤字を計上したことが大きく影響し、実質収支については平成１２年度以降赤字会計となっている。
○法定外繰入が必要な状況
⑨任意給付に充てるものについては、３０年度の保険料算定時の基礎ファイルに一般会計からの繰入を行う形で報告し、それに対応した予算計上を行っている為、３０年度に限り繰入を行う予定。平成３５年度まで激変緩和措置として行う⑩保険料の減免及び⑰一部負担金の減免については、引き続き一般会計からの繰入を行う。
○決算補填等目的によるもの
②累積赤字解消のため・・・1,154,118円（一般会計繰入金の内累積赤字解消に充てたもの）
⑨任意給付に充てるもの・・・4,231,649円（精神結核医療給付分、実給付費-府補助金×50%で算出）
決算補填等目的以外の目的（府基準）
⑩保険料の減免額に充てるもの・・・23,443,629円（保険料減免相当額を一般会計から繰入）
⑰一部負担金の減免額の補填・・・8,944,804円（市独自基準による一部負担金減免相当分を一般会計から繰入）
※国基準の赤字額・・・5,385,767円（②+⑨）
※府基準の赤字額・・・36,620,082円（⑨+⑩+⑰）

Ⅱ．赤字の解消計画〔実績〕

Ⅱ－（１）赤字解消のための基本方針

－

Ⅱ－（２）赤字解消のための具体的取組

－

Ⅱ－（３）赤字解消の年次計画（実績）

（総括表　国定義）

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

（単位：千円）

	対象額	第1年次 平成30年度	第2年次 令和元年度	第3年次 令和２年度	第4年次 令和３年度	第5年次 令和４年度	第6年次 令和５年度	最終年次 令和６年度	合計
法定外繰入の解消額（率） （上段：解消額、下段：解消率）	－	▲ 74,777	80,163	0	0	0	0	0	5,386
	－	▲1388.36%	1488.36%						100.00%
残額	5,386	80,163	0	0	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額解消額（率） （上段：解消額、下段：解消率）	－								0
	－								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計　赤字解消額（率） （上段：解消額、下段：解消率）	－	▲ 74,777	80,163	0	0	0	0	0	5,386
	－	▲1388.36%	1488.36%						100.00%
残額	5,386	80,163	0	0	0	0	0	0	0

（総括表　大阪府定義）

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

（単位：千円）

	対象額	第1年次 平成30年度	第2年次 令和元年度	第3年次 令和２年度	第4年次 令和３年度	第5年次 令和４年度	第6年次 令和５年度	最終年次 令和６年度	合計
法定外繰入の解消額（率） （上段：解消額、下段：解消率）	－	24,126	3,779	8,715	0	0	0	0	36,620
	－	65.88%	10.32%	23.80%					100.00%
残額	36,620	12,494	8,715	0	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額解消額（率） （上段：解消額、下段：解消率）	－	0	0	0	0	0	0	0	0
	－								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計　赤字解消額（率） （上段：解消額、下段：解消率）	－	24,126	3,779	8,715	0	0	0	0	36,620
	－	65.88%	10.32%	23.80%					100.00%
残額	36,620	12,494	8,715	0	0	0	0	0	0

Ⅲ．激変緩和措置計画〔実績〕

Ⅲ－（１）府統一基準に向けた基本方針

国民健康保険の賦課の基準「仮決定を廃止し、６月の本決定一本化（納付回数10回）」については、平成30年度から統一基準により運用を行う。
保険料率は、大阪府による激変緩和措置の対象になっていない為、平成30年度から統一基準（市町村標準保険料率）を採用する。
国民健康保険料の減免基準は、府の統一基準である「災害、収入の減少、拘禁、条例減免」については、平成30年度から統一基準にて運用を行う。
また、低所得者を対象とした市独自基準の「貧困」については、激変緩和の対象とし、激変緩和期間である６年間は存続させる。
一部負担金の減免基準については、国基準に比べ独自基準の条件が緩和された状態のため、激変緩和期間である６年間は段階的に基準を国基準に近づける形で存続させる。

Ⅲ－（２）激変緩和の年次計画（実績）

		現状	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次	令和６年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
１　保険料・税区分		統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	当初から保険料
２　保険料率（医療）	所得割（割合）	9.09%(50%)	統一	8.52%(50%)	8.76%(50%)	統一	統一	統一	統一	平成３０年度は統一保険料率を採用。令和元年度と令和２年度は激変緩和措置により、標準保険料率を採用。令和３年度以後、統一保険料率を採用することを原則とする。
	均等割（割合）	26,640円(34%)	統一	29,559円(30%)	30,984円(30%)	統一	統一	統一	統一	
	平等割（割合）	22,080円(16%)	統一	31,634円(20%)	32,698円(20%)	統一	統一	統一	統一	
	賦課限度額	540,000円	統一	580,000円	610,000円	統一	統一	統一	統一	
２　保険料率（後期）	所得割（割合）	3.38%(50%)	統一	2.69%(50%)	2.69%(50%)	統一	統一	統一	統一	平成３０年度は統一保険料率を採用。令和元年度と令和２年度は激変緩和措置により、標準保険料率を採用。令和３年度以後、統一保険料率を採用することを原則とする。
	均等割（割合）	9,840円(34%)	統一	9,249円(30%)	9,358円(30%)	統一	統一	統一	統一	
	平等割（割合）	8,160円(16%)	統一	9,898円(20%)	9,875円(20%)	統一	統一	統一	統一	
	賦課限度額	190,000円	統一	190,000円	190,000円	統一	統一	統一	統一	

		現状	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次	令和６年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		
２　保険料率（介護）	所得割（割合）	3.3%(50%)	統一	2.58%(50%)	2.66%(50%)	統一	統一	統一	統一	平成３０年度は統一保険料率を採用。令和元年度と令和２年度は激変緩和措置により、標準保険料率を採用。令和３年度以後、統一保険料率を採用することを原則とする。
	均等割（割合）	11,520円(34%)	統一	19,134円(50%)	19,729円(50%)	統一	統一	統一	統一	
	平等割（割合）	6,720円(16%)	統一	0円	0円	統一	統一	統一	統一	
	賦課限度額	160,000円	統一	160,000円	160,000円	統一	統一	統一	統一	
３　保険料の減免基準		据え置き	一部改訂	一部改訂	一部改訂	一部改訂	一部改訂	一部改訂	統一	平成３０年度から令和５年度までについては、統一の減免基準+市独自の「貧困減免」により運用予定。
４　仮算定の有無		仮算定有り	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	平成３０年度から府統一基準に合わせる。
５　本算定の時期		7月	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	平成３０年度から府統一基準に合わせる。
６　納期数		12回	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	平成３０年度から府統一基準に合わせる。
７　一部負担金の減免基準		据え置き	据え置き	据え置き	据え置き	据え置き	一部改訂	一部改訂	統一	令和３年度までは据え置き、適用基準を府統一基準に近づけるように随時改定。令和６年度から統一基準にて運用予定。

上記のとおり提出します。

令和　7年　　8月　　１９日
大阪府知事　　吉村　洋文　　様

保険者名　　柏原市

代表者名　　柏原市長　　冨宅　正浩　　印

別紙　　赤字解消の年次計画〔実績〕　（内訳表）

（単位：千円）

	区分	項目	対象額	第１年次 平成30年度	第２年次 令和元年度	第３年次 令和２年度	第４年次 令和３年度	第５年次 令和４年度	第６年次 令和５年度	最終年度 令和６年度	合計
①保険料収納不足のため	国府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②累積赤字補填のため	国	解消額	－	▲ 79,009	80,163	0	0	0	0	0	1,154
		解消率	－	▲6846.53%	6946.53%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%
		残　額	1,154	80,163	0	0	0	0	0	0	0
③医療費の増加	国府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④後期高齢者支援金等	国府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤公債費等、借入金利息	国府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥高齢者療養費貸付金	国府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦保険料（税）の負担緩和を図るため	国府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧地方単独の保険料（税）の軽減額	国府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨任意給付に充てるため	国府	解消額	－	4,232	0	0	0	0	0	0	4,232
		解消率	－	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%
		残　額	4,232	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩保険料（税）の減免額に充てるため	府	解消額	－	18,823	426	4,195	0	0	0	0	23,444
		解消率	－	80.29%	1.82%	17.89%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%
		残　額	23,444	4,621	4,195	0	0	0	0	0	0
⑭納税報奨金（納付組織交付金等）	府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑮基金積立	府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑰その他（一部負担減免額の補填）	府	解消額	－	1,072	3,353	4,520	0	0	0	0	8,945
		解消率	－	11.98%	37.48%	50.53%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%
		残　額	8,945	7,873	4,520	0	0	0	0	0	0
⑱その他（多子世帯支援奨励金）	府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑲その他（解消すべきもの）	府	解消額	－								0
		解消率	－								
		残　額	0	0	0	0	0	0	0	0	0